

2020 年度 第 5 回理事会次第

日 時：2020 年 11 月 8 日（日）10：00～

会 場：千葉県社会福祉センター中会議室 他
（ZOOMによるWEB会議併用）

1. 出席者及び資料の確認

2. 開 会

3. 会長挨拶

4. 議 題

（1）会長と三役会からの報告

- ①給付金、助成金について
- ②松戸市受託事業について
- ③ICTについて
- ④令和3年度の予算について
- ⑤塚本ビルのオーナー変更について
- ⑥苦情受付について

（2）各委員会報告事項に対する質疑

（事前送付資料によりご確認ください）

（3）議事

- ① ぱあとなあ登録員へのアンケート調査依頼について
- ② ささえあい配分委員会報告について

5. 閉 会

次回理事会予定 第 6 回 理 事 会：2021 年 1 月 24 日（日）10：00～

場 所：場所：千葉県社会福祉センター中会議室

【添付資料 1】 当日配布資料

2020 年度補助金（持続化給付金および千葉県中小企業再建支援金）合計 2,300,000 円按分予定一覧

【理事会報告事項 1】

2020 年度 4 件の補助金申請を行い、給付金、助成金が支給された（合計 3,422,315 円）

- ① 持続化給付金－2,000,000 円
- ② 千葉県中小企業再建支援金－300,000 円
- ③ 雇用調整助成金－747,219 円
- ④ 家賃支援給付金－375,096 円

①および②は 2019 年度事業収入をもとに申請支給されたので、2019 年度事業収入をもとに按分予定一覧を作成した－按分額は事業毎に雑収入（不課税）処理予定

③は 4 月および 5 月の非常事態宣言下に事務局員、松戸市支援員それぞれの自宅待機分をハローワークへ申請助成されたものであるため、松戸市 351,481 円、法人会計 395,738 円で按分（雑収入-不課税）とする

④は、法人会計で支出する事務局家賃補助であるため、全額法人会計（雑収入-不課税）とする

【理事会報告事項 2】

事務局入居の塚本千葉第五ビルのオーナー変更に伴う説明会について報告

- ① 契約変更（2020 年 11 月 6 日から）については、旧オーナーから新オーナーへ承継されとのこと（書類が届きましたら改めて報告する）
- ② 鍵の授受および管理については、2021 年 2 月末まで現在の地下警備員室で預かっていたとのこと

3 月以降については別途相談になるとのこと、事前に「授受管理継続のお願いは有料になるのか」等、確認が取れましたら改めて報告する

（ほかのテナントさんと違い、夜間の会議や土日の研修荷物の搬出搬入に鍵の使用予定があるため）

- ③ 駐車場の無料使用は、2020 年 11 月 20 日で終了
- 11 月 21 日以降に地下駐車場工事が入り、タイムズ 24 が管理し有料となる
- ④ 事務局内の清掃について、元々ごみ回収はしていただいております、掃除機かけも有料になるなら、掃除機購入をご承認いただいて自分たちで清掃したい
- ⑤ 新ビル名は、「ファーストビル千葉みなと」

塚本千葉第五ビル 3 階→ファーストビル千葉みなと 3 階に変更となる

2021 年 3 月 31 日までは、表に看板設置を予定しており、旧ビル名と新ビル名を併記するなどして、名刺や封筒や各所へのお知らせを順次行っていけるように、ご配慮くださるとのこと

◇ 千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2020 年 8 月 10 日～2020 年 11 月 8 日

【活動報告】

- 8 月 11 日(火) 千葉県庁訪問学習会後援依頼
- 13 日(木) 千葉市役所訪問学習会後援依頼
- 19 日(水) 基幹センター研修打ち合わせ
- 25 日(火) 基幹センター研修打ち合わせ
- 26 日(水) 総務委員会 ZOOM ミーティング
- 9 月 9 日(水) 三役会(ZOOM)
- 16 日(水) 基幹センター研修打ち合わせ
- 23 日(水) 千葉県弁護士会貧困問題懇談会
- 25 日(金) 茂原市ちゅうおう包括選定会議
- 29 日(火) 基幹センター研修
- 10 月 5 日(月) 松戸事業打ち合わせ
- 16 日(金) 拡大地域集会
- 11 月 2 日(月) 三役会
- 4 日(水) 福祉と司法の千葉県連絡会
- 8 日(日) 理事会・予算ヒアリング

◇各種委員会等

【委員推薦】

○2020 年 10 月～2022 年 10 月 市原市地域包括ケア推進課

市原市成年後見制度利用促進審議会委員 朽名 高子氏

○2020 年 10 月 1 日～2022 年 9 月 30 日 浦安市社会福祉協議会

後見支援委員会委員 長尾 景子氏

○2021 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日 千葉市障害福祉サービス課

千葉市障害者介護給付判定審査会委員 高橋 利宏氏、吉田 愛子氏、矢島 陽一氏、竹嶋 信洋氏

○2021 年 1 月～2023 年 1 月 佐倉市福祉部高齢者福祉課

成年後見制度利用促進に関する検討会委員 高美 修次氏

【講師派遣】

○2020 年 9 月 12 日(土) 千葉市成年後見センター 市民後見人養成研修 講師 石橋 大輔氏

○2020 年 9 月 17 日(木) 千葉市社会福祉協議会

社会福祉士養成課程相談援助実習 講師 竹嶋 信洋氏

○2020 年 9 月 26 日(土) 千葉県弁護士会

「暮らしとこころの相談会」 相談員 山口利史氏、宮本 哲男氏

○2020 年 10 月 12 日(月) 東邦大学健康科学部看護学科
看護師・保健師養成学科 ゲストスピーカー 堀江 亜希子氏

○2020 年 10 月 21 日(水) 佐倉市社会福祉協議会佐倉市成年後見支援センター
地域連携ネットワークづくり研修会 講師 高美 修次氏

○2020 年 11 月 20 日(金) 千葉県障害福祉事業課
令和 2 年度千葉県相談支援従事者現任研修 講師 竹嶋 信洋氏

【日本社会福祉士会】

○2020 年 8 月 23 日(日) 2020 年度 SSW 担当者意見交換会(Zoom 開催) 秦野 隆治氏出席

○2020 年 10 月 3 日(土) 2020 年度都道府県社会福祉士会会長会議 (Zoom 開催)
樽林 元樹氏出席(会長代理)

○2020 年 10 月 17 日(土) 2020 年度全国生涯研修委員会会議 (Zoom 開催)
宮本 哲男氏、長嶋 祐一氏出席

○2020 年 10 月 24 日(土) 都道府県社会福祉士会災害担当者会議 (Zoom 開催) 服部 明氏出席

○2020 年 10 月 31 日(土) 2020 年度都道府県ぱあとなあ連絡協議会 (Zoom 開催)
四ノ宮 章氏、古澤 肇氏、吉田 愛子氏出席

○2020 年 11 月 23 日(月) 日本社会福祉士会 意思決定支援セミナー 1 部および 2 部
吉田 愛子氏、石橋 大輔氏出席予定

◇その他の活動

○2020 年 10 月 6 日(火)、10 月 14 日(水)、10 月 30 日(金) 千葉県健康福祉部健康福祉指導課
令和2年度千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)のチーム員登録及び講義演習
服部 明氏、大藤 康弘氏登録参加

○2020 年 8 月 18 日(火)、9 月 23 日(水)、10 月 19 日(月) 千葉県健康福祉部健康福祉指導課
千葉県災害福祉支援ネットワークの運営にかかるワーキンググループ
安藤 宏之氏、服部 明氏出席

○2020 年 8 月 28 日(金)、10 月 7 日(水) 千葉県社会福祉協議会
千葉県災害ボランティアセンター連絡会令和2年度第1回会議、定例会
山口 利史氏出席

○中止 2020 年 9 月 4 日(金)、10 月 1 日(木)、11 月 1 日(日) 千葉県防災危機管理部 危機管理課
第 41 回九都県市合同防災訓練に係る全体会議及び訓練(千葉県会場)

○2020 年 11 月 1 日(日) 千葉県防災危機管理部 危機管理課

第 41 回九都県市合同防災訓練 野田市社協と連携(情報伝達訓練) ZOOM 開催 山口 利史氏出席

○2020 年 10 月 27 日(火) 千葉県災害復興支援士業ネットワーク

「緊急市民講座@オンライン 水害と住宅再建」 オンライン研修 山口 利史氏参加

○2020 年 9 月 3 日(木) 千葉県健康福祉部健康づくり支援課

令和 2 年度第 1 回地域リハビリテーション協議会 前田 久美子氏出席

○2020 年 8 月 28 日(金) 千葉県社会福祉協議会

令和 2 年度千葉県災害ボランティアセンター連絡会 Zoom 会議 山口 利史氏出席

○2020 年 10 月 14 日(水) 市川市役所 障害者支援課、介護福祉課

市川市審判請求対象者検討会 今川 純子氏出席

○2020 年 11 月 18 日(水) 市川市 障害者支援課、介護福祉課

市川市審判請求対象者検討会 吉田 愛子氏出席予定

****** 会員情報 ******

10 月 31 日現在正会員:1512 名 (新入会:10 名、転入:0 名、退会:1 名、転出 0 名)

準会員 6 名、賛助会員 2 名

【報告事項】 (10月25日作成)

1 点と線発行の進捗

第104号発送について

- ・原稿作成済、現在校正作業中
- ・11月30日(月)同封資料原稿締切(事務局へデータをメール送信)
- ・発送 12月末

※前回理事会では、~~11月下旬発送、同封物10月26日~~としていましたが変更

- ・内容 特集 生きづらさを支えよう

DWAT報告

会員外理事から社会福祉士会に期待すること(ご協力ありがとうございました。)

社会福祉士のわ

※次号は、3月末発送予定

掲載希望の記事等について理事会でご意見をお願いします

企画部

【添付資料】

- ・ 生きづらさを支えよう第一弾チラシ
- ・ 生きづらさを支えよう第二弾チラシ
- ・ 「2020 年度スクールソーシャルワーク担当者意見交換会概要報告について」（抜粋）

【報告事項】

ア、部会

- ・ 第 1 回 8 月 19 日 19:00～ZOOM 第一弾開催の打ち合わせ
- ・ 第 2 回 （広報部との合同）8 月 26 日 19:00～ZOOM 連続企画の打ち合わせ
- ・ 関係者のみ 9 月 16 日 18:00～ZOOM 第一段詰めの打ち合わせ
- ・ 第 3 回 9 月 23 日 19:00～ZOOM 第二弾の打ち合わせ
- ・ メーリングリストの整理：9/26 以降、世話人・部会員一括化

イ、地域集会

- ・ 9 月 16 日 地区No.⑫ 我孫子市・柏市・流山市・野田市「福祉道場」 19:00～21:00ZOOM 形式（結果報告は未提出だが、グループワークも取り入れ活発な交流を行えた）
- ・ （9 月 29 日 生きづらさを支えよう第一弾「自立支援協議会と基幹相談支援センターを考える研修会」を県民公開講座として開催、渋谷会長はじめ役員、伊藤会員のご尽力で充実した内容だった）
- ・ 10 月 16 日 （企画部）拡大地域集会 生きづらさを支えよう第二弾「みんなで話そうつながろう」 19:00～21:30 ZOOM 形式 約 25 名参加 グループトーク含め活発に交流を行った。
★生きづらさを支えよう第一弾、第二弾については、『点と線』でも特集予定
- ・ 11 月 21 日（土）9:30～世話人会議の開催を予定 世話人の意見を聴き企画部としてもバックアップ策を検討していく。

ウ、他職能団体との協働研究

①ソーシャルワーカー3 団体共同事業

特になし

②福祉と司法の千葉県連絡協議会

- ・ 第 17 回 9 月 2 日 18:30～千葉県弁護士会館 自己紹介と今後の方向性 zoom も活用して継続確認
- ・ （9 月 26 日 暮らしと心の相談会 弁護士相談会 松戸支部にて）
- ・ （10 月 23 日 18:30～千葉県弁護士会館にて弁護士会主催「貧困問題に関する懇談会」開催）
- ・ （予定）第 18 回 11 月 4 日 18:30～弁護士会館（WEB も活用）

エ、その他：スクールソーシャルワーカー関連

- ・ 8 月 23 日 10:00～12:00ZOOM にてスクールソーシャルワーク担当者意見交換会に参加（概要は添付資料の通り）。前後に現任の SSWer 飯野弥生氏（北総教育事務所管内）に相談して進めている。
- ・ 11 月 29 日 10:20～15:15 スクールソーシャルワーク全国実践研究集会には飯野氏参加予定

【理事会決議・承認依頼事項】 なし

生きづらさを支えよう～地域共生社会を多職種で支える～ **第1弾**

自立支援協議会と基幹相談支援センターを考える研修会

皆さんの地域では、協議会や相談支援の体制はどのようになっているのでしょうか。うまくできているというような地域もあれば、機能していないように感じるとか、あるいは委託はされたものの悩んでいるという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこで、「自立支援協議会と基幹相談支援センターを考える研修会」を企画しました。どなたでも参加は可能です。ご自身の地域の協議会に関わっている方も関わっていない方も、基幹相談支援センターが地域にある方もない方も、ふるってご参加ください。そして、ご自分の地域の障害福祉施策を考えるきっかけにいただければ幸いです。

日 時： 令和2年9月29日(火) 14時～17時

場 所： ZOOM ミーティングを活用しての研修

講 師： 日本社会事業大学専門職大学院 准教授 曾根直樹先生

主 催： 千葉県社会福祉士会 後援(予定)： 千葉県、千葉市

参加費： 無料

定員：100名程度(定員を超えた後に申し込みいただいた方にはこちらから連絡させていただきます)

申 込： メールもしくはファクス 締め切りは9月17日

※ 研修会の1週間くらい前にZOOMのミーティングIDをお知らせします。

講師プロフィール

曾根直樹先生 日本社会事業大学専門職大学院 准教授

1982年 埼玉県社会福祉事業団・コロニー嵐山郷

2006年 社会福祉法人昴障害者生活支援センターひき所長

2004年～2013年 東松山市自立支援協議会幹事長

2011年 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止専門官/障害福祉専門官を経て現職に至る

主な研究分野： 障害者相談支援、意思決定支援、協議会、障害者虐待防止、成年後見制度、障害児・者福祉を通じた共生社会の実現。



申し込み方法

お申し込みは裏面申込書にご記入の上、FAX いただくか、同じ内容をメールでお知らせください。

動画配信

10月5日(月)～10月15日(木)、研修の動画をYouTubeでアップします。千葉県社会福祉士会 HP トップページにリンクを張りますので、研修当日にご参加いただけない場合でもご視聴いただけます。

【申し込み・お問い合わせ先】

一般社団法人千葉県社会福祉士会

TEL 043-238-2866 FAX 043-238-2867 メール:office@cswchiba.com

ZOOM De 拡大地域集会 「みんなで話そうつながろう」

他分野で活躍するソーシャルワーカーとつながって、「いざという時に助け合える人」をつくりましょう。

内容

- 1、自立支援協議会と基幹型相談支援センターを考える研修会報告
- 2、ZOOM を活用したグループトーク（地域集会のこれからの在り方について）



福祉道場ZOOM開催（柏我孫子野田流山地域集会）

日 時：令和2年10月16日（金） 19時～21時

場 所： ZOOM ミーティングを活用しての情報交換

参加者：どなたでも

参加費：無料

申 込方法：以下の必要項目をメール 締め切りは10月2日

- ①名前 ②勤務先住所（市町村）③電話番号 ④返信用メールアドレス
- ⑤参加したことがある地域集会（ない場合は「なし」と記入）

※ 拡大地域集会 1 週間くらい前に ZOOM のミーティング ID をメールでお知らせします。

企画趣旨

昨年度は、県内6地区で開催された地域集会が開催されていましたが、今、人が集まることが高リスクを伴う状況にあります。社会福祉士会では、各地域集会でZOOMを活用できる環境を整えました。まずは、県内全域でつながることからはじめましょう。

【申し込み・お問い合わせ先】

一般社団法人千葉県社会福祉士会

TEL 043-238-2866 メール：office@cswwchiba.com

2020 年度スクールソーシャルワーク担当者意見交換会 概要報告について（抜粋）

実施日：2020 年 8 月 23 日 10：00～12：00

会 場：Zoom ミーティング

参加者：都道府県社会福祉士会から推薦者（31 名）および日本社会福祉士会子ども家庭支援委員会スクールソーシャルワークプロジェクトチームメンバー（7 名）

○スクールソーシャルワーク実践ガイドライン（案）の概要説明（鈴木委員より）

- ・ 「スクールソーシャルワーク実践ガイドライン（案）」（以下「実践ガイドライン」）は、マニュアルではなく、あくまでガイドラインであること。
- ・ 実践ガイドラインは、社会福祉士の倫理綱領、子どもの権利条約、平成 28 年改正児童福祉法を共通基盤としている。
- ・ 不登校はひとつ状態にすぎない。不登校の背景にあるものは何か、それこそ社会福祉士の着眼点であるとする。
- ・ 帳票を活用する（できる）力も必要。ただし、書き込むことが目的ではない。
- ・ P. 19 の実践アドバイザーは、社会福祉士がスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）として職務を遂行する上で、組織的な実践力量や自信の向上を目的として、設置いただきたいもの。文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業や認定社会福祉士制度におけるスーパーバイザーとは同義ではない。

○グループ討議後、全体発表で出た主な意見等

- ・ 各県や各市町村の SSW について、ほとんどの SSW が社会福祉士または精神保健福祉士の有資格者である県（または市町村）と、退職校長など教員 OB が担っている県（または市町村）があり、その差が大きい。SSW の質を担保や、専門職が活動する上では、今回の実践ガイドラインは有効なツールだと思う。
- ・ 各都道府県社会福祉士会で研修やスキルアップの機会を提供できるかが課題。
- ・ 全国の SSW のうち、社会福祉士の有資格者は約 7 割。しかし、都道府県社会福祉士会への入会者は非常に少ない。どれだけ実践ガイドラインが有効に活用できるかが課題。
- ・ 実践ガイドラインは、ミクロに偏っていないか。もっとメゾやマクロの視点があってもよいのではないか。教育委員会や学校全体の体制に働きかけをすることもある。
- ・ 学校との関係にかかる重要性、教員とのコミュニケーションや信頼関係について、より深めて記載いただけるとよいと思う。

○全体発表をうけての追加・補足説明

《帳票について（経緯、意図）》（坂口委員）

- ・ 教育委員会等では、“学校としてどのように SSW を活用するか” のガイドラインはあると思うが、実践ガイドライン及び帳票は、“社会福祉士が行う標準的な業務（実践）” という視点で作成したもの。

- ・ 帳票は、ただの情報収集ではない。「アセスメントの要約」は、教員 OB では記載できないもの、ソーシャルワークの理論やアプローチが理解していないと書けないものだと思う。

《行政分析等に関する共有》(内田委員)

- ・ 本事業に強い影響があるのは、総務省であることが明らかになっている。予算上においても、文部科学省の予算は、SSW の雇用予算の 1/3 に過ぎない。残りの 2/3 は、総務省が管轄している地方交付税交付金。仮に、SSW 活用事業が無意味と判断されれば、地方交付税交付金が無くなり、多くの自治体で事業の継続が困難になると推測できる。

○全体での意見交換

- ・ SSW の雇用形態について、新年度から会計年度任用職員になっていると思う。身分が変われば、働き方も変わると思う。会計年度任用職員になり、評価の対象になった。学校の場合、“不登校の子どもが、登校するようになった”ということの評価されるように感じる。学校の評価と、ソーシャルワーカーとしての評価が違うことについて、実践ガイドラインに盛り込み、対外的に示してほしい。
- 日本社会福祉士会では、中長期計画の中で、業務独占を目指している。文部科学省の調査では、SSW のうち社会福祉士の有資格者の割合が高い。そのために、実践ガイドラインを組織としてもっており、活用できることが大事。資格をもっている人だからできる(書ける)ものだと思う。一つの課題として、権利擁護の視点で子どもや家庭をみて、可視化をすることや、支援の連続性をもたせることが、SSW の評価に繋がられるようにしたい。
- ・ 自治体によって、SSW 事業に非常に温度差がある。教員の OB などがソーシャルワークとは言えない実践や、社会福祉士を持っているからといって、よい実践ができるとは限らないところもある。それらのバックアップをするのが、喫緊の課題だと思う。
 - ・ 実践アドバイザーについて。学校という特殊な組織の理解と、現場経験もある方の選任をお願いしたい。また、SSW のベースが確立されていないため、社会福祉士会として、ベーシックな研修や実践ガイドラインを基にした研修を提供いただきたい。
- SSW に関する施策が進んでいるのは横浜市。係長クラスの常勤職で、福祉職採用が職務を担う。福祉職採用であるため、福祉事務所、児相、SSW などをローテーションしていく。さらに、SSW の形式も間接型から配置型にシフトチェンジをしている。全ての自治体が、横浜市と同じようにはできないと思うし、一方で、どのような自治体でも、社会福祉士会の会員はいる。どこに標準をもっていくかは非常に悩ましいが、必要なものは、都道府県社会福祉士会から日本社会福祉士会に対してオーダーをいただきたい。
- ・ 香川県では全県に SSW が配置されている。帳票などのツールと、SSW とは何かという基本の部分は、分けたほうがよいと思う。また、PSW 協会が「心の支援ガイドブック」を作成しており、その内容に、具体的な SSW の視点が記載されている。それとの連携があるとよいと思う。

○最後に (栗原委員長)

11 月 29 日に 2020 年度 SSW 全国実践研究集会を開催予定。それまでに、実践ガイドラインに関する意見を、各都道府県社会福祉士会にも伺い、完成させていきたい。

今後、秋から年末にかけて、各自治体が国に対して予算要求をしていく。都道府県社会福祉士会として、各自治体や教育委員会にも働きかけていただきたい。

研修委員会

【報告事項】

●研修委員会会議等

リーダー会議 令和2年8月2日リーダー会議の後

感染症対策班・基礎研修Ⅰ・基礎研修Ⅱ・基礎研修Ⅲの各班で検討

令和2年9月11日リーダーZOOM会議（参加者：長嶋、田尻、矢戸、堀江、宮本）
各リーダーからの感染症対策及び各研修の方向性の報告及び課題の抽出

令和2年9月26日リーダーZOOM会議（参加者：長嶋、田尻、矢戸、堀江、宮本）
感染症対策の素案の検討・修正

令和2年9月30日

堀江理事より三役に11月の実習指導者講習会のための感染症対策
に使用するため以下のことについて了承をお願いする。

- 1 千葉県社会福祉士会新型コロナウイルス感染対策のガイドライン（案）
- 2 「研修・集会等開催における新型コロナウイルス感染症予防対策」（会場用）
- 3 研修・集会等開催における新型コロナウイルス感染症予防対策」（受講生等用）
- 4 健康チェック表
- 5 (20.09.25)新型コロナウイルス等感染症対策のための参集形式による研修及び
会議開催におけるガイドライン.pdf

令和2年10月3日

三役からご意見をいただき承認を得る。

令和2年10月4日 全体 ZOOM 会議

会議はリモートによる会議とする。リモート会議の課題の抽出
実際にプレ研修会を実施し、全員で共有する。（11月1日に予定）

令和2年10月21日 リーダーZOOM会議（参加者：長嶋、田尻、矢戸、堀江、宮本、浅見）

11月1日のリモートによるプレ研修会の当日の流れの検討

令和2年11月1日 リモート ZOOM 会議（12名参加）

リモートによるプレ研修会（会の事務所と各自宅）
その結果による問題点の抽出

●研修委員会からの感染症対策の最終版の報告と提案

研修員会では今回感染対策について以下のように現在点の最終版を理事に皆様にご報告致します。つきましては、今後各委員会においても千葉県社会福祉士会の統一対策としてご活用していただければと思います。

別紙 1 「研修・集会等開催における新型コロナウイルス感染症予防対策」(運営者)

021001.docx

別紙 2 「研修・集会等開催における新型コロナウイルス感染症予防対策」(受講生等用)

021001.docx

別紙 3 千葉県社会福祉士会新型コロナウイルス感染対策のガイドライン(案)

021001.docx

⇒なお、今後については、研修委員会で改訂していくのではなく、千葉県社会福祉士会として改訂をしていくこととしていただきたい。

※ユニバーサルマスキングについての見解等、医療職に参考意見をもらえるような形を取る等した方が良いのではないかな？

●2020 年度 全国生涯研修委員会議

令和 2 年 10 月 17 日(土) p m 1 ～ p m 5 ZOOM 会議

出席者 長嶋理事 宮本理事 全国 66 名

議題

1 地域共生社会の実現に向けて社会福祉士の役割と研修について

現任社会福祉士の研修を 2021 から予定

次ページの「現任社会福祉士の研修」のとおり

2 報告事前調査結果について

次々ページの「報告事前調査結果」のとおり

3 グループ討議『生涯研修制度の見直しについて』

次々々ページの図の通り

生涯研修制度から認定社会福祉士への道筋をつくる

(3 年 1 クルーで 135PT (1 PT=1 時間) を取得し、3 クルー合計 405PT を取得することとし、e ラーニング視聴や他団体の研修等も PT と認めることもイメージとしています。)

9 年間必要である。科目については検討中で意見を求めたもの。

4 グループ討議『新型コロナウイルスによる研修への対策と影響について』

リモートには有線の Wi-Fi が必要・ブレイクルームはすぐ閉めないで交換の機会をつくる

現任社会福祉士への研修

開発した研修プログラム

【集合研修1日目】

時間	テーマ
10:40～12:10 (90分)	講義「地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割」
13:00～13:40 (40分)	講義「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク」
13:40～15:25 (105分)	講義「地域アセスメントとネットワーク構築」
15:40～17:10 (90分)	講義「アドボカシーと意思決定支援」

【集合研修2日目】

時間	テーマ
9:05～9:55 (50分)	講義「排除をつくらない相談支援体制の構築」
10:05～11:40 (95分)	講義「地域で支える体制の構築」
12:30～14:00 (90分)	講義「社会資源の活用・開発」
14:15～15:15 (60分)	講義「ソーシャルアクション」
15:15～16:45 (90分)	演習「アクションプラン」

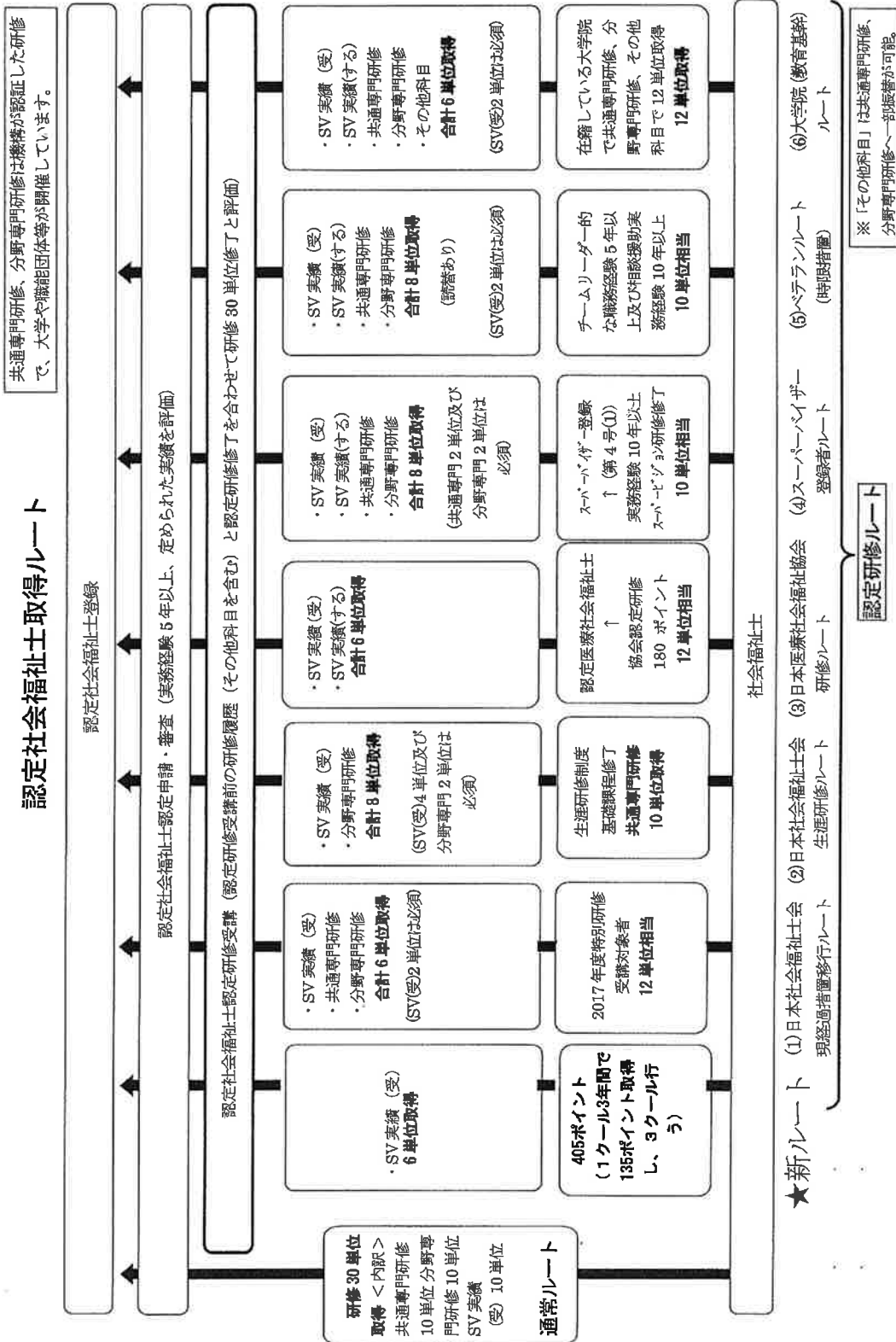
現任社会福祉士への研修

【試行研修】

- ・Zoomミーティングを活用したオンライン研修（2日間）
- ・受講前後のアンケート調査や受講後のフォーカスグループインタビューを通してブラッシュアップする

【全国展開】

- ・全国展開時は、講義をe-ラーニングとし演習を集合型（1日間）で実施することを想定



P21

2020年10月5日

研修・集会等開催における新型コロナウイルス感染症等予防のガイドライン（案）

一般社団法人 千葉県社会福祉士会

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症により罹患された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症に関し、2020年4月16日に全国に「緊急事態宣言」が発出されたこと、その中でも千葉県は「特定警戒都道府県」に指定されたこと、5月25日に「緊急事態宣言」が解除されたものの、全国的に新型コロナウイルス感染症の罹患者は増加の一途をたどり、千葉県内でも感染者が散見されていることを踏まえ、千葉県社会福祉士会主催の2019年度の基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催はじめ多数の研修をやむを得ず中止とさせて頂きました。

この状況を踏まえ千葉県社会福祉士会において ICT 部会を設置し、コロナ禍における研修・講演会・集会等を円滑に行える体制づくりを検討しております。また、研修委員会においても「研修委員会 ICT プロジェクトチーム」(14 名)を発足させ、2021年度の基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ等について研修会場での開催とオンラインでの開催等について検討しております。今後、開催される会場を使用しての研修や集会等につきましては、新型コロナウイルス感染症等予防のガイドラインを下記にお示し致しますので研修や集会等開催時に本ガイドラインをご参考願えればと思います。

2. 本ガイドラインの位置づけ

今回お示しする本ガイドラインは、千葉県社会福祉士会研修委員会が研修・集会等開催における新型コロナウイルス感染症等予防対策として遵守すべき事項を1. 基本方針、2. 会場及び講師・委員3. 受講生、4. 受講生等の感染が判明した場合に整理し、今後の取り組みの参考に供するため作成するものです。

尚、本ガイドライン(別紙1から3)については、国が定めた基準や日本社会福祉士会、千葉県社会福祉士会の方針に従い必要に応じて適宜見直すものとします。

記

1. 基本方針

- (1) 新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、「3つの密（密閉・密集・密接）を回避しソーシャルディスタンスを保つ」「マスク着用」「手指消毒、手洗いの徹底」を行い「感染しない・感染させない」予防対策を講じ研修・集会等を開催します。
- (2) 1. (1) を踏まえた上で人命の尊重を優先し、感染を防止する対応を図りながら研修・集会等を計画し、会員の学び、つながりの機会を確保することを目指します。
- (3) 研修・集会等の開催の可否、延期の決定については、「緊急事態宣言」の発出、千葉県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、研修委員会リーダー会議において開催の可否、延期について協議し、最終決議は3役会議または理事会において行います。
- (4) 開催の有無または延期の連絡については、3役または理事会において協議後、速やかにホームページへ掲載若しくは書面にて受講生・関係者等に通知します。

2. 会場及び講師、委員の新型コロナウイルス感染症等予防対策

- * 別紙1「研修・集会等開催における新型コロナウイルス感染症予防対策」（運営用）

3. 受講生の新型コロナウイルス感染症等予防対策

- * 別紙2「研修・集会等開催における新型コロナウイルス感染症予防対策」（受講生等用）
- * 別紙3「セルフチェック表」

4. 受講生等の感染が判明した場合

- * 事務局に報告
- * 保健所、会場管理会社他に連絡・報告し指示を仰ぐ

附則

本ガイドライン（及び別紙1から3）は、2020年10月5日から施行する

参考

日本社会福祉士会「新型コロナウイルス等感染症対策のための集合形式による研修及び会議等開催におけるガイドライン」（2020年9月25日）

研修・集会等開催における
新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン
(第一版)

2020年10月

一般社団法人 千葉県社会福祉士会

研修・集会等開催における新型コロナウイルス感染症等予防対策(運営用)

1. 新型コロナウイルスの特徴

- ・感染例の約40%は無症状の感染者からうつる。
- ・主要な感染経路は飛沫、次いで接触である。
- ・飛沫感染は、近くの対面で、眼、鼻、口の粘膜から感染する。
- ・人が大勢集まり、発声のある、換気の悪い閉鎖空間(3密)で、水分量の少ない、軽い飛沫が空気中に滞留する。 ※換気が有効
- ・自分がマスクをしていても相手がマスクをしていないと、目から入ることで感染リスクがある。
- ・接触感染は、手を経由して、眼、鼻、口の粘膜から感染する。そのため、ウイルスに手で触れたとしても、手を顔に持ってくる前に、手洗いまたはアルコール消毒すればよい。

2. 研修・集会等会場の選定等

- (1)窓があり、通気・換気ができる場所であること。
- (2)会場の収容率は、使用会場の規制内容、国及び県からの方針に沿って定める。
*会場側に新型コロナウイルス感染症対策がある場合には、その内容を確認し取り組みに従う。
- (3)研修・集会等の計画の際、以下の点を必ず確認することとし、運営スタッフにも周知を徹底する。
 - ・座席の配置等、ソーシャルディスタンスを保った会場設営について
 - ・研修会等が中止または、途中退席となった場合の取り扱いについて
 - ・研修開催の有無の判断基準、陽性者が判明した場合の対応について
- (4)受講を予定している会員への以下のアナウンスを徹底する。
 - ・受講生が、緊急事態宣言が発出された地域を往来する場合は、受講にあたって慎重に判断すること
 - ・感染拡大により、やむを得ず研修会等の前日または当日に中止または中断となる場合もあり得ること
 - ・研修会等が中止または途中退席となった場合の参加費及び終了等の取り扱いについて
 - ・ユニバーサلمasking(無症状・軽症感染者からの飛沫を抑制)を意識する。
 - ・正しくマスクを着用する。(鼻出し、あごのせ、腕巻き、ポケットはNG)
 - ・所属機関に研修参加の了承を得ておくこと

3. 会場準備

- (1)会場の換気
- (2)座席の間隔確保(1m以上間隔を空け、ソーシャルディスタンスを確保した座席表の作成、資料の配布。資料配布時は、使い捨て手袋を使用する。)
- (3)アルコール消毒の実施(机・椅子・スイッチ・ドアノブ・トイレなど)

- (4)講師・受講者が3つの密(密閉・密集・密接)にならない様に配慮をする。(立ち位置に印をつける、間隔を空けた資料配付、演習時の配置等)
- (5)受付スタッフ同士の間隔確保(動線を考えた配置)
- (6)受付前に受講者に手指アルコール消毒してもらう。
- (7)受付待機時に立ち位置に印をつける。
- (8)新型コロナウイルス感染症対策(健康チェック表他)について受講生・講師・委員へオリエンテーションを行う。
- (9)受付時の体温測定を実施する。
- *会場に感染予防啓発用のポスター掲示を行ない、注意喚起を実施

4. 講義・演習中

- (1)常時換気を行う。
 - *原則30分に1回、10分以上の換気
 - *受講生が集中して受講できるように温度管理を心掛ける。
- (2)発表時は、受講生にマイクを回さず、所定の発表場所を作り発表を行う。
 - *発表者の使用したマイクは使用毎にアルコールで拭く。
- (3)2. (3)については休憩後や受講者が着席した後にスタッフがアルコール消毒を実施する。
- (4)会場内で飲食をする場合には自席で摂るよう案内する。
 - *ゴミは持ち帰りとする。会場内のゴミ箱の使用を控えることへ協力を依頼する。
 - *昼休憩中に受講生に使用している机のアルコール消毒を依頼する。(ペーパータオル配布)
 - *ビニール袋を2枚提供し、自身のゴミと一緒に持ち帰りを求め、会場のゴミ箱等に廃棄しないようアナウンスする。
- (5)講義・休憩中は対面での会話や参加者同士の接触は控えてもらう。
- (6)休憩は、トイレの時間も考え、回数を増やす等余分に時間をとるよう心掛ける。
- (7)演習のある研修時にはフェイスガードを配布し、演習時の装着を必須とする。
 - *フェイスガードは2日目以降で演習がある際は、受講生の自己管理とし、持参を求める。
 - 忘れた場合は、事務局保管用を販売する。
- (8)受講中に体調不良となった場合は、速やかに研修担当に申し出ることを求める。症状によっては、退席を求める。

5. 終了時

- (1)受講生等に感染が判明した場合の対応についてのお知らせをする。
 - *4日以内に感染症発症などが判明した場合の連絡協力の依頼
 - *ごみの持ち帰り
 - *「健康チェック表」提出に関する個人情報の取り扱い等に関する説明
- (2)2. (3)の使用箇所のアルコール消毒を実施する。
- (3)研修委員同士の会話も極力控え、速やかに片づけを行う。
- (4)研修で出たゴミ類は、スタッフ各自が自身のゴミは持ち帰ることとする。なお、個人情報の取

り扱いには十分に注意する。

6. 講師・研修委員について

(1) 講師・スタッフは、より一層の自身の健康や感染予防について気を配る。

(2) 講師・スタッフは、講義4日前より、検温を実施し、当日別紙3「健康チェック表」を提出する。

＊講師の体調不良が確認できた場合、担当理事、リーダーに報告し指示を仰ぐ。

＊講師の体調不良に備え、予め代替講師の選定について検討を行ない、講師の養成も計画的に行なう。

7. 事務局で準備する物品

- ・非接触型体温計

- ・アルコール(濃度は70%以上のもので75%以上が望ましい)

- ・受講者に配る小さいビニール袋2枚(マスク、昼の拭き上げ用シートの廃棄用)

- ・ペーパータオル(机を拭く等に使用するもの)

- ・使い捨て手袋

- ・グループワークの際用にフェイスガード

＊最初に渡し個人管理、忘れた場合には購入

- ・名札はラベルシールを配付する

＊示した物品は感染症対策に必要な物品であり、その他の物品は従前通りとする

- ・ビニールテープ(受付の目印作成のため)

- ・メジャー(もしくは、1mを測れるよう目印を付けたスズランテープ等でも可)

「健康チェック表」(案)

セルフチェックのご協力をお願いいたします。

年 月 日

※開催当日の朝に、下記の健康チェックを行い、必ずご持参くださいますようお願いいたします。受付で回収させていただきます。

氏 名		受講番号	
-----	--	------	--

- ☐ 本日の体温が37.5度以上ではない。
(または、平熱より1度以上高い状態ではない)
- ☐ 4日以内に37.5度以上の発熱はない。
- ☐ 咳、のどの痛みなどの症状はない。
- ☐ 倦怠感(だるさ)や息苦しさはない。
- ☐ 味覚や嗅覚の異常はみられない。
- ☐ 8日以内に新型コロナウイルス感染症陽性者とされた方との濃厚接触はない。
- ☐ 家族・職場等に新型コロナウイルスへの感染が疑われるような体調不良の方はいない。
- ☐ 過去14日以内に政府から入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航並びに当該在住者との濃厚接触はない。

・健康チェック表に1項目でも該当しない場合は受講できません。

・ご不明な点や欠席をされる方は、早めに事務局にご連絡をください

[お問い合わせ先] 千葉県社会福祉士会 事務局 (043-238-2866)

※なお、上記にチェックがつかない項目があり、当日になって欠席される場合は、以下の携帯電話へご連絡をお願いします。*当日、7:30~12:00のみ繋がります。

[研修当日のお問い合わせ先] 000-0000-0000

- ・健康チェック表の取り扱いについては、当会で責任を持って管理し、新型コロナウイルス感染防止の目的にのみ使用いたします。尚、保管につきましては、概ね1か月とし、それ以降は責任を持って廃棄させていただきます。
- ・研修終了後、4日以内に新型コロナウイルス感染症の陽性と診断された場合、感染拡大防止及び関係機関への協力のため当会へご連絡ください。

【添付資料】

未成年後見に関する規程類改正（案）

【活動報告】

I ばあとなあ千葉 第 5 回運営委員会

日時：2020 年 9 月 10 日（木）16:00～18:20 【ZOOM 会議】

出席者：浅見・石橋・今川・越後谷・太田・岡元・小川・朽名・倉下・佐野・四ノ宮・古澤
武藤・吉田

1. 報告事項

①研修部会

- ・レベルアップ研修（7 月 12 日）、ZOOM 併用で実施（21 名参加）、音声等若干トラブルあり。
- ・必須登録員研修、11 月 7 日、ZOOM で実施予定とする。

②コーディネイト部会

- ・主任者同行支援の受付、コーディネイト、実施の手順を決めた。
- ・次年度後見人等の推薦候補となるための受講基準を今年度どうするか議論継続中。
- ・コーディネイト担当者不足している。運営委員会としても担当者確保に協力してほしい。

③業務管理部会

- ・活動報告書の読み込み作業、クラウドシステム利用出来ない場合の方策を検討中。

④ICT 関連

- ・：メーリングリスト登録者 19 名増加。県社士会で ZOOM アカウント取得、今後活用する。

⑤未成年後見

- ・未成年後見に関する規程類、日本会のモデル案を参考に改正（案）作成する。

2. 議 題

①今後の研修実施の見込みと次年度受任要件の扱いについて

○必須登録員研修（次年度後見候補者推薦の取り扱い）

11 月 7 日、ZOOM で実施する方向で準備する。当日視聴できない登録員への対策として、YouTube 等の活用を検討し、次年度後の後見人等の推薦候補となるための受講希望者の「年 1 回以上」の受講要件を満たす対策を検討していく。

○サポート千葉研修（次年度後見候補者推薦の取り扱い）

今年度すでに 3 回中止となっており、「年 4 回以上」という受講基準をどうするか継続協議とする。

②未成年後見に関する規程改正

○未成年後見の受任に関して、関連する規程類の改正（案）を作成し、理事会での承認を求める。

③ささえあい制度の 2020 年度上半期分の申請（再審議）

○3 件の申請があり、2 件について資料追加等の条件を付し、承認とする。

II 第 5 回運営委員会

日時：2020 年 10 月 29 日（木）16:00 【Zoom 会議】

出席：浅見・石橋・今川・越後谷・太田・岡元・小川・朽名・倉下・四ノ宮・古澤・武藤・吉田

1. 報告事項

①委員長

- ・ぱあとなあ千葉の 2020 年度の決算見込、2021 年度事業計画・予算（案）を暫定的に作成し、県社士会事務局長に提出した。今後、協議していく。各部会等から意見、提案をいただきたい。
- ・ぱあとなあ千葉の報酬助成制度が来年度から運用開始となる。その準備を進めるとともに、ぱあとなあニュース等において、登録員への周知を行なっていきたい。

②研修部会

- ・11 月 7 日の必須登録員研修は、ZOOM 実施での準備を進めている。参加人数は 90～100 名程度になる。当日の ZOOM 視聴不可の方は、YouTube 視聴等での対応をお願いしている。
- ・第 2 回のレベルアップ研修も、予定日時は延期するが、ZOOM 開催を遠投している。

②コーディネイト部会

- ・コロナ過により、一時的に家裁等からの後見人等の推薦依頼件数の減少があったが、現在では、昨年度と同程度の件数となっている。
- ・昨年度の研修受講件数を満たさない登録員に対する家裁等からの推薦依頼が 2～3 件来ているが、これらについて「推薦しない」との回答をしている。

③業務管理部会：

- ・活動報告書の読み込み作業が遅れたが、終了した。今年度は、16 名の個人面談を予定している。

④未成年後見：

- ・規程類の改正（案）を作成したので、理事会に提出し、承認を得たい。
- ・未成年後見の養成研修、兵庫県、日本会主催されており、登録員数名が参加予定である。

2. 議 題

①今後の研修実施の見込みと次年度受任要件の扱い（継続協議）

○必須登録員研修（次年度後見候補者推薦の取り扱い）

次年度の後見人等の推薦候補となるための「年 1 回以上」の受講要件、11 月 7 日の ZOOM 研修、に参加出来ない方への YouTube 等での視聴の準備を進めていく。

○サポート千葉研修（次年度後見候補者推薦の取り扱い）

今年度はすでに 3 回中止となっており、「年 4 回以上」という受講基準については、今後の研修開催状況にもよるが、「年 2 回以上」程度とする特例措置としていくこととする。

②今年度の決算見込み・2021 年度事業計画・予算（案）について

来年度事業計画・予算（案）の作成については、1）全体の収支、2）電話相談等、今後の相談、3）支援体制の拡充、4）各研修の実施方法、5）新しい報酬助成制度の運用開始、6）支部作り等をポイントした。今後、各部会等で精査、検討し、最終（案）を策定する。

【理事会決議・承認依頼事項】

- ・未成年後見に関する規程類の改正（案）について

今後のぱあとなあ千葉登録員の未成年後見の受任等（既受任 6 件）への対応として、別紙の規程類の改正（案）を作成しましたので、理事会での承認をお願いします。

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）組織規程（規程第3号）および同委員会の設置及び運営に関する規程（規程第4号）に基づき設置される、社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するための権利擁護に関する事業を実施する「権利擁護センターぱあとなあ千葉」（以下、「ぱあとなあ千葉」という）の運営に関し必要な事項を定める。

（会員）

第2条 ぱあとなあ千葉の会員は、ぱあとなあ千葉が定める登録員および準登録員をもって構成し、第6条に定める運営委員をもって本会委員会の設置及び運営に関する規程第12条に規定する委員とする。

2 「登録員」とは、本会正会員であって、成年後見人養成研修（委託集合研修、通信研修、都道府県社会福祉士会研修）を修了し、本会ぱあとなあ千葉名簿登録規程（規程第22号）（以下、「名簿登録規程」という）に定める手続きを経て、「成年後見人等候補者名簿（以下、「ぱあとなあ名簿」という）に登録した者をいう。

3 「準登録員」とは、「登録員」以外の本会正会員であって、前項の成年後見人養成研修を修了し「ぱあとなあ名簿」に登録していない者、養成研修を受講中の者、今後養成研修を受講し「ぱあとなあ名簿」に登録する意思を有する者、および「ぱあとなあ千葉」の事業目的に賛同し「ぱあとなあ千葉」の活動に積極的に参加する熱意を有する者で、ぱあとなあ千葉所定の申込書を本会に提出した者をいう。

（事業内容）

第3条 「ぱあとなあ千葉」は、次に掲げる事業を行う。

- （1）権利擁護に関する相談事業
- （2）権利擁護に関する調査、研究および普及活動に関する事業
- （3）成年後見人等候補者の養成に関する事業
- （4）成年後見人等及び未成年後見人候補者の名簿登録に関する事業
- （5）成年後見人等・成年後見監督人等・未成年後見人・未成年後見監督人の候補者の紹介に関する事業
- （6）法人後見、法人後見監督に関する事業
- （7）登録員に対する報酬助成事業
- （8）（1）から（7）の各事業に関連する、登録員の支援および指導に関する事業
- （9）その他関連する事業

（苦情対応）

第4条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

運営規程（2020年4月1日）

- 2 苦情申し立ての手続きおよび対応は、本会の苦情対応関連規程に基づいて実施する。

（賠償保険）

第5条 本会は、第3条に定める事業実施のため、社会福祉士賠償責任保険（Bプラン、法人プラン）に加入する。

- 2 第3条第1項第6号の事業を実施するときは、同（Bプラン・法人プラン・Eプラン）および同（Cプラン・成年後見業務及びEプラン・未成年後見業務）に加入する。

（運営委員会）

第6条 ぱあとなあ千葉は、第3条に定める事業を推進するため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は18名以内の登録員をもって組織し、委員は次に掲げる者の中から理事会の承認を得て本会会長が委嘱する。

（1）本会「ぱあとなあ千葉」担当理事

（2）「登録員」であって権利擁護および成年後見制度に関して相当の識見と熱意があると認められる者

（運営委員長）

第7条 運営委員長は、運営委員に委嘱された本会「ぱあとなあ千葉」担当理事の職にある者の中から、理事会において選任する。

- 2 運営委員長は、運営委員会を代表し、「ぱあとなあ千葉」の運営を統括する。
- 3 運営委員長は、事業および運営について本会理事会に報告する。

（副委員長）

第8条 運営委員会に2名以内の副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員の互選によって選任するものとする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（任期）

第9条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、連続して4期を超えて委嘱されることはできないものとする。

- 2 任期途中に就任した委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

（会計）

第10条 運営委員会に2名以上の会計担当者を置くものとする。

- 2 会計担当者は「ぱあとなあ千葉」の会計に関する事務を遂行する。

（会議）

第11条 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。
- 3 運営委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させて意見を求めることができる。

運営規程（2020年4月1日）

- 4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、運営委員長が決するところによる。
- 5 議事録は、運営委員会の開催毎に作成し、本会事務局に常備し閲覧に供する。閲覧の場所、方法等については、一般社団法人千葉県社会福祉士会情報公開規程（規程第13号）第4条、第5条（第2項を除く）の規定に準ずる。

（部会の設置）

第12条 運営委員会は、部会を設置することができる。

- (1) 研修部会
 - (2) コーディネート部会
 - (3) 業務管理部会
 - (4) リスクマネジメント部会
 - (5) 報酬助成審査会
 - (6) その他事業の推進に必要な部会
- 2 各部会は、運営委員長が指名した運営委員および委員長、副委員長のいずれか1名以上により構成する。
 - 3 部会長は、運営委員の中から運営委員長が指名し、部会の業務を統括する。
 - 4 部会に付託された事項は、部会の検討結果を運営委員会に報告し、その承認を得なければならない。

（名簿登録料および準登録員会費）

- 第13条 登録員は、名簿登録料として、毎年度10,000円を納付しなければならない。
但し、当該年度10月1日以降に新規に名簿登録された者についてはこれを5,000円とする。
- 2 準登録員の会費は、年1,000円とする。但し、会費を2年以上継続して滞納した者は、準登録員としての資格を失うものとする。
 - 3 本会は、名簿登録料および準登録員会費を下記の費用に充てる。
 - (1) ぱあとなあ千葉の運営費
 - (2) 日本会の「都道府県社会福祉士会負担金
 - (3) ぱあとなあ保険の基礎保険料および被害者救済基金拠出金

（受任会費）

- 第14条 登録員は、受任している法定後見案件および任意後見案件（以下、両案件を併せて「受任案件」という）について、毎年、名簿登録規程第11条に定める2月の定期報告における1月末の受任案件数に応じた受任会費を納付しなければならない。
- 2 受任会費は、受任案件1件につき2,000円とする。但し、登録員1人の受任会費総額の上限は、年度毎に30,000円とする。
 - 3 受任会費は、第15条に定める報酬助成およびそれに付随する事務費用に充てることができる。
 - 4 受任会費の納付に関する規程は、別にぱあとなあ千葉運営委員会が提案し、理事会が定める。

（報酬助成）

第15条 登録員の受任案件において、やむを得ない事情により、受領できる後見人等

運営規程（2020年4月1日）

（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人）の報酬が年額150,000円未満となった場合には、ぱあとなあ千葉は、当該登録員の請求に基づき、請求事情を審査の上、報酬助成することができる。

- 2 報酬助成の請求要件、手続き等の規程は、別にぱあとなあ運営委員会が提案し、理事会が定める。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

（改廃）

第17条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、制定の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し令和2年4月1日から適用する。
- 2 前項の規程にかかわらず、第14条の受任会費の納付については、令和3年2月の定期活動報告分から適用する。
- 3 第1項の規程にかかわらず、第15条の報酬助成の実施については、令和3年4月1日以後の申請分から適用する。
- 4 この規程の施行後3年を目処として、受任会費及び報酬助成の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し令和2年4月1日から適用する。

（目的）

第1条 本規程は一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という。）権利擁護センターぱあとなあ千葉（以下、「ぱあとなあ千葉」という。）運営規程（規程第21号）に基づき、所属する会員による適切な成年後見業務の執行を確保することを目的として、ぱあとなあ千葉運営規程第3条第1項第4号から第8号の事業の実施について必要な事項を定める。

（ぱあとなあ名簿への登録）

第2条 本会は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、第8条に定める審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下、「ぱあとなあ名簿」という。）に登録するものとし、登録された者を、ぱあとなあ千葉運営規程第2条第2項に定める「登録員」とする。

- （1）所属する会員で、成年後見人養成研修（委託集合研修）の修了者
- （2）所属する会員で、成年後見人養成研修（通信研修）の修了者
- （3）所属する会員で、成年後見人養成研修（都道府県社会福祉士会研修）の修了者
- （4）未成年後見人養成研修修了者

2 本会は、ぱあとなあ千葉名簿に登録した者（以下「名簿登録者」という。）で、未成年後見人候補者の養成研修修了者を、その申請に基づき、審査を経て、ぱあとなあ千葉名簿に未成年後見人候補者（以下「名簿追記登録者」という。）として追記録するものとする。

3 本会が、運営規定第3条1項6号の事業（以下「法人後見」という。）の事務執行者として任命する者は、第1項の「登録員」とする。

4 本会が、運営規定第3条1項5号の事業（以下、「法人未成年後見」という。）の事務執行者として任命する者は、第2項の名簿追記登録者とする。

5 本会は、前項に規定するぱあとなあ名簿への登録および更新に際し、必要な研修の受講、およびぱあとなあ千葉運営委員会（以下、「運営委員会」という）が別途定める事項を条件とすることができる。

（ぱあとなあ名簿登録事項）

第3条 本会は、ぱあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

- （1）申請者の氏名、生年月日、住所
- （2）申請者の会員番号、成年後見人養成研修受講者番号

2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。この場合は、名簿登録申請者にあらかじめ告知し、同意を得る。

3 登録員は、ぱあとなあ名簿登録事項に変更があった場合には、変更内容を速やかに本会に届けなければならない。

（登録の抹消）

第4条 本会は、後見等受任中および法人後見の事務執行者に就任中であるときを除き、登録員及び名簿追記登録者から登録抹消の申請があった場合は、当該登録員をぱあとなあ名簿か及び追記登録者名簿から抹消する。

2 登録抹消申請者が、第5条第1項第3号または第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づきぱあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除することができる。

（登録の削除）

第5条 本会は、登録員のうち次の各号に該当する者は、ぱあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除する。

- （1）本会の正会員資格を喪失した者
 - （2）ぱあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料、同第14条に定める受任会費の未納があり、納入督促に応じない者
 - （3）「一般社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則（規則第6号）」により戒告以上の懲戒処分を受けた者
 - （4）民法第846条の解任および民法第847条の欠格事由に相当する者
- 2 本会は、前項の規定によりぱあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

（再登録）

第6条 本会は、第4条に基づき登録を抹消した者から再登録及び再追記登録の申請があったときは、第8条に定める審査を経て、ぱあとなあ名簿に再登録することができる。

- 2 本会は、第5条第1項に基づき登録を削除された者が、その理由を解消して再登録の申請をしたときは、第8条に定める審査を経て、ぱあとなあ名簿及び再追記登録に再登録することができる。但し、この場合は理事会の承認を経なければならない。

（ぱあとなあ名簿の登録期間および名簿登録更新）

第7条 ぱあとなあ名簿及び再追記名簿登録の有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

- 2 登録員の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。
- 3 本会は、ぱあとなあ名簿及び再追記名簿の登録更新にあたって、前登録期間に1回以上更新研修を受講していることを条件とすることができる。

（審査）

第8条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度のぱあとなあ名簿登録を認めるか否かにつき、ぱあとなあ千葉において審査する。

- 2 審査は、原則として4月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に運営委員会が定める。
- 3 審査は、次に掲げる項目について総合的に評価し、ぱあとなあ名簿及び追記名簿への登録、更新の可否を決定する。
- （1）千葉県社会福祉士会会費およびぱあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料、同第14条に定める受任会費の納入状況
 - （2）日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険（Cプラン・成年後見業務及びEプラン・未成年後見業務）（以下、「ぱあとなあ保険」という。）の保険料の納入状況
 - （3）苦情申立てまたは裁判などの有無およびその状況
 - （4）過去のぱあとなあ名簿及び追記名簿からの登録削除の有無およびその事情
 - （5）ぱあとなあ千葉が実施する研修等の受講状況および活動報告の状況
- 4 審査によりぱあとなあ名簿及び追記名簿への登録および更新を認められないとされた者については、理事会の承認を経て家庭裁判所にその事実を報告することができる。
- 5 登録、更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

（他県登録員の移動）

第9条 他の都道府県社会福祉士会において第2条に定める登録員に相当した者が本会の正会員となった場合、ぱあとなあ千葉の「登録員」となるためには、第2条に定

名簿登録規程（2020年4月1日）

める手続きを経なければならない。

- 2 前項の移動がばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料納付後の場合、当該年度の名簿登録料はこれを徴収しない。

（登録員の義務）

第10条 登録員は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下、「日本会」という）の定める社会福祉士の倫理綱領および行動規範を遵守して後見等活動に従事しなければならない。

- 2 登録員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - （1）第11条に定める活動報告を行うこと
 - （2）ばあとなあ保険に加入すること
 - （3）本会が行う研修等を受講し、研鑽に努めること
 - －本会が原則として年に2回以上実施する必須登録員研修のうち、少なくとも1回は必ず受講すること
 - －その他本会が実施する各種研修について、別に運営委員会が定める受講基準を満たすこと
 - －これらの受講基準を満たさない者の取扱いについて、別に運営委員会で定める
 - （4）ばあとなあ名簿登録内容を、日本会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体に提供することを承認すること。
 - （5）本会およびばあとなあ千葉の指導・助言を尊重し、その内容実現に努力すること。
 - （6）業務遂行上知り得た情報について、社会福祉士の倫理綱領および社会福祉士の行動規範に従い、秘密保持すること。
- 3 名簿追記登録者は、前項に加え、ばあとなあ保険（Eプラン・未成年後見業務）等
に加入しなければならない。

（活動報告）

第11条 登録員は、本会に対して年1回活動報告書を提出しなければならない（以下、「定期報告」という）。この定期報告は、各年度の2月1日から同月末日までの間に行う。

- 2 登録員は、次の各号に該当するときは、前項の規定に拘わらず活動報告書を提出しなければならない（以下、「随時報告」という）。
 - （1）定期報告以外の報告が必要と認められるとき
 - （2）後見等活動を開始したとき（任意後見監督人が選任されたときを含む）
 - （3）後見等活動を終了したとき。および、引き継ぎ事務が完了したとき
 - （4）任意後見契約を締結したとき
 - （5）任意後見契約を締結しようとするとき（任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む）
- 3 前2項の活動報告の項目について、運営委員会が別に定める。
- 4 登録員は、運営委員会が必要とみとめて面談（グループ面談含む）を要請した場合は必ずこれに応じ、活動状況の報告および運営委員会が必要とする書類を提出しなければならない。

（登録員に対する支援）

第12条 本会は、登録員が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を行う。

- 2 本会は、第11条に定める活動報告を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行う。
- 3 本会は、初回受任者に対して、家庭裁判所に提出する受任直後の事務報告書（就職時）および1年後に提出する初回報酬付与申立書および後見事務報告書に関して、登録員からの相談に応じて適切な指導を行う。
- 4 本会は、登録員の相談に応じ、登録員を支援するために、活動状況を把握できる体

名簿登録規程（2020 年 4 月 1 日）

制を整備し、適宜登録員の活動状況把握に努める。

（名簿の管理と活用）

第 13 条 ぱあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおく。

2 本会は、ぱあとなあ千葉運営規程第 3 条に規定する事業の遂行のため、次の各号に掲げる機関へぱあとなあ名簿を提出することができる。

（1）管轄する家庭裁判所

（2）日本会

（3）成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体

3 本会は、各登録員の活動状況について、必要な事項を前項（1）および（2）に規定する機関へ報告することができる。

（改廃）

第 14 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、制定の日から施行し平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

（研修実施の留保）

2 第 2 条第 1 項第 3 号の研修（成年後見人養成研修・都道府県研修）については、平成 25 年度は実施しないものとする。

3 第 7 条第 3 項の研修（更新研修）については、平成 25 年度は実施しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、制定の日から施行し平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、改正の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 2 条第 1 項第 3 号の研修（成年後見人養成研修・都道府県社会福祉士会研修）については、平成 27 年度は実施しない。

3 第 7 条第 3 項の更新研修については、当分の間、必須登録員研修をこれにあてる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、改正の日から施行し令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、制定の日から施行し令和 2 年 月 日から適用する。

権利擁護センターぱあとなあ千葉 受任会費に関する規程

規程第〇〇号

<制定>令和2年4月1日

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ千葉」運営規程（規程第21号、以下「運営規程」という。）第14条に定められている受任会費につき、その納付および管理に関する具体的な事柄を定める事を目的とする。

（対象受任案件）

第2条 受任会費の納付の対象となる受任案件は以下の各号とする。

- （1）法定後見（成年後見人、保佐人、補助人として活動中である）案件
- （2）任意後見（監督人の選任を受けて、任意後見人として活動中である）案件
- （3）未成年後見（未成年後見人として活動中である）案件

（受任案件数の報告）

第3条 各登録員の受任案件数は、各登録員の申告による。この申告は、毎年2月に義務づけられている定期報告の成年後見（監督）活動報告書（様式3）の「2. 現在の活動状況」における「成年後見人等（個別報告1）」の「(1)後見」「(2)保佐」「(3)補助」および「任意後見人等（個別報告3）」の「3. 監督人の選任を受けて、任意後見人として活動中」の件数と未成年後見追記活動報告書の合計件数とする。

（受任会費）

第4条 受任会費は、次の計算式による

登録員1人の受任会費（年）＝ 2,000 円 × 第3条に定める「受任案件数」

- 2 1項の計算式による受任会費額が30,000円を超える場合には、運営規程第14条第2項により、これを30,000円とする。
- 3 受任会費は、運営委員会が指定する方法で、指定期日までに納付しなければならない。
- 4 2月のぱあとなあ千葉の定期活動報告後に登録員が名簿登録を抹消する場合においても、当該報告の受任案件に関する受任会費は納付しなければならない。
- 5 一旦納付した受任会費は、ぱあとなあ千葉の責に帰する原因のある場合を除き、返還しないものとする。

（受任案件の除外）

第5条 第2条、第3条及び第4条の規定にかかわらず、以下の各号の何れかに該当する案件は受任案件数から除外することができる。

- （1）家庭裁判所が決定する報酬額が年額150,000円に満たない案件
- （2）受任後の期間が浅く、報酬付与審判が決定されていない案件
- （3）任意後見案件で、報酬額が年額150,000円に満たない案件

2 前項の除外は登録員からの申請によるものとし、除外の適用を受けようとする者は、ぱあとなあ

③受任会費規程（2020年4月1日）

あ千葉運営委員会（以下、「運営委員会」という）が別に定める受任会費に関する免除申請書に必要な事項を記入のうえ以下の必要書類を添付して、毎年2月の定期報告時に提出しなければならない。

【必要書類】

- ① 報酬付与審判が決定している場合、過去1年間に家庭裁判所が発行した報酬付与審判書の謄本の写（本人の住所・氏名をマスキングしたもの）
- ② 任意後見案件の場合、任意後見契約書の写（本人の住所・氏名をマスキングしたもの）
- ③ 未成年後見案件の場合も①と同様とする

3 受任案件除外の適用可否は、報酬助成審査会で審査し、運営委員会で決定する。

（残金の管理と報告）

第6条 受任会費の使途は運営規程第14条第3項に定める通り、報酬助成およびそれに付随する事務費用に充てることができる。従って、納付された受任会費から報酬助成金等を支出した残金は、受任会費繰越金として別途に管理する。

2 年間の報酬助成の総額が納付された受任会費の総額を超える場合、不足分を受任会費繰越金から支出することができる。但し、受任会費の総額と受任会費繰越金の合計金額（事務費用を除く）を超える報酬助成をすることはできない。

3 受任会費の収支について、理事会に報告するとともに、ばあとなあ千葉全体会およびばあとなあ千葉ニュース等で登録員に報告しなければならないとする。

（改廃）

第7条 この規程を改廃するときには、理事会の承認を経なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、制定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年11月8日開催 第5回理事会 司法福祉委員会 報告資料

【添付資料】

資料1：第1回司法福祉委員会記録

資料2：「刑事司法ソーシャルワークの実務（基礎編・応用編）」の打合せ

資料3：調査依頼への回答

【報告事項】

① 第1回司法福祉委員会を開催

日時：令和2年8月22日

会場：ホテルリブマックス千葉美浜2F会議室

出席者11名、欠席者7名

*資料添付1

② 「刑事司法ソーシャルワークの実務（基礎編・応用編）」の打合せ

日時：令和2年10月3日

会場：千葉県社会福祉士事務局会議室

参加者：5名

資料添付2

③ マッチング支援依頼

2020年度：4件（内1件は相談のみ）

④ 日本福祉大学 ソーシャルインクルージョン研究センター 研究フェロー 藤原正範氏より調査依頼がありました。

資料添付3

【理事会決議・承認依頼事項】

第1回司法福祉委員会 議事録

日時 : 令和2年8月22日(土)13:00～15:00

会場 : ホテルリブマックス千葉美浜(2階会議室)

参加者 : 宮下朱実、多田博子、大浦明美、川上鉄夫、吉田愛子、越後谷恒春、小川知美
: 足立和枝、鉢金みゆき、渡邊美代子、松丸美弥子 (出席:11名、欠席:7名)

記録 : 小川知美

1) 担当役員紹介と内容説明

① 委員長(宮下)

② 副委員長・マッチング支援担当(大浦)

副委員長・会計・認定機構担当(川上)

副委員長・マッチング支援担当(多田)

③ 学習会担当(越後谷、鉢金、渡邊)

④ 研修(刑事司法ソーシャルワーカー基礎編、応用編)担当(足立、松丸、保田、小川)

⑤ マッチング支援担当(大浦、多田、吉田、(松丸))

* 司法福祉委員構成員の説明(多田)

千葉県社会福祉士会司法福祉委員会構成員説明図参照

* 学習会の説明および報告(越後谷)

<役割> 司法福祉ソーシャルワーカー登録者に対し、関連知識の習得機会を提供する

<見学会>

・実績:①刑務所 ②裁判所 ③ダルク

・今後の開催:①無料定額宿泊所 ②児童相談所 ③更生保護施設 ④中核センター

(上記から選択、年1、2回を予定)

<学習会>

・実績:①刑事司法ソーシャルワーカーの実践報告(複数回実施)

②本人の更生支援と障害者総合支援法

・今後の開催:実績を参考に開催、刑事司法ソーシャルワークの実務の輪読

刑事司法ソーシャルワーカー研修(基礎編、応用編)にも参加を認める

(年1、2回を予定)

* 研修(刑事司法ソーシャルワーカー基礎編、応用編)の説明(小川)

・研修時の会場準備、物品等の運搬、講師接待、司会、受付などが主な担当

・令和２年度はコロナ禍により開催中止（基礎編及び応用編）

＊ マッチング支援の説明（多田）

『千葉県社会福祉士会司法福祉委員会からのご案内』及び刑事司法ソーシャルワークの実務図を弁護士会へ提出し、マッチング支援の周知を図る

2) 認定機構の説明（川上）及び委員からの意見

＜委員からの意見＞

①「養成講座」を「ソーシャルワークの実務」としては？

→司法分野の基礎的知識が広がってきているので、今後は弁護士からの判例や実務報告等を中心に行ってみてはどうか（弁護士との繋がりにもなるのではないか）

②応用編の演習（グループ討議 120 分、事例に基づくグループワーク 60 分）を『判例研究』として

弁護士から発表してもらうのはどうか

③更生支援計画書の流れが分かるような研修も取り入れてほしい

④ワークシートを活用した研修の開催

※上記のような委員からの意見を取り入れ、委員長・副委員長で内容を検討する。

予定日：11 月 7 日、13:00～15:00。社会福祉士事務所隣会議室。

3) 実践報告（小川）

・マッチング支援経過報告を行う

・委員からの質疑応答、及び実践に対するアドバイス等

4) 今後の司法福祉委員会開催について

・今回 70 名対応の会議室において、ソーシャルディスタンスを考慮して開催（2m 以上の間隔を確保）

→ソーシャルディスタンス、アルコール消毒、マスク・フェイスガード等の着用など、コロナ感染防止の対策をとった委員会の開催

5) 司法福祉委員の継続について

①委員長（宮下）

②副委員長（多田、大浦、川上）

③マッチング支援（多田、大浦、吉田、（松丸））

④会計・認定機構（川上）

⑤学習会（越後谷、鉢金、渡邊）

⑥研修（足立、保田、松丸、小川）

⑦メーリングリスト（小川）

以上

司法福祉委員会 「刑事司法ソーシャルワークの実務(基礎編・応用編)の打合せ」

日時：10月3日(土) 10:00～11:45

場所：千葉県社会福祉士事務局会議室

参加者：宮下、大浦、川上、多田、小川の5名

担当：川上

記録：宮下

内容：日本社会福祉士会 認定機構に申請する内容について

新規申請の為講座名を「刑事司法ソーシャルワークの実務」とする。

実施時期：基礎編は2021年11月下旬の土日、応用編は2022年1月下旬の土日

講師への依頼：年内に確約する。

基礎編の講師

宮下連絡・挨拶訪問

- ・法務省関係者：日本司法福祉学会委員長（木下教授）・・・再犯の現状と対策の今
- ・千葉県警犯罪被害者支援室長・・・被害者支援について
- ・保護観察所関係者（法務局6階）・・・更生保護と出口支援について

大浦連絡

- ・弁護士：刑事司法の流れ
- ・病院関係者：下総刻立病院SW・・・医療観察
- ・大浦：出口支援について事例（小川）を出し演習→解説

応用編の講師

- ・川上・・・刑事司法における入口支援
- ・五十嵐教授・・・精神障害者の特徴と犯罪
- ・渡邊主任研究者・・・知的障害者のコミュニケーション特性に応じた聴取と支援
- ・遠藤弁護士・・・司法が社会福祉に期待すること
- ・遠藤・南川・大浦・・・判例研究または更生支援の事例検討（シナリオ大浦）
- ・千葉県再犯防止推進事業担当者・・・刑事司法と福祉の動向
（県庁 健康地域福祉推進班）宮下連絡挨拶

その他 学習会について担当者と相談し2020年度は1回開催する。

2020年度は登録員の中から限定10名で千葉県社会福祉事務局会議室を利用し「刑事司法ソーシャルワークの実務」の学習会を3回行ってはどうか。

以上

2020 年 9 月 15 日

各都道府県社会福祉士会長 様

日本福祉大学
ソーシャルインクルージョン研究センター
研究フェロー 藤原正範

研究へのご協力をお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私は、現在、日本福祉大学ソーシャルインクルージョン研究センターの研究フェローとして、日本学術振興会の科学研究費の助成を受けて、「犯罪者の立ち直り支援に有効な資源開発に関する総合的研究」（2018～2020 年度）に取り組んでいます。この研究の目的は、刑事事件の一連の司法手続き（捜査・起訴、公判、矯正・更生保護）が、その対象となる人のより確実な立ち直りにつながる方向で、民間ベースでどのような資源開発ができるかを検討することです。本研究の背景と現在までの経緯は次のとおりです。

現在、刑事司法手続の中で、司法機関・司法専門職と社会福祉専門職の連携が進められています。捜査・起訴段階では、障害のある被疑者などの起訴猶予処分後の支援を検討するために社会福祉士の力を検察庁、弁護人が活用する試みがあります（「入口支援」と呼ばれます）。また、刑務所受刑中の障害のある人、高齢者などの地域社会への復帰を図るため、全都道府県に地域生活定着支援センターが設置されました（「出口支援」と呼ばれます）。このような取り組みは刑事司法の対象となる人々の立ち直りのために一定の効果を上げています。その成果の上に、本研究では、刑事裁判そのものに対人援助専門職（社会福祉専門職、心理専門職、精神科医等）がより多く関与することを検討しています。その中でもとりわけ、社会的困難を抱える被告人の刑事裁判の弁護活動に社会福祉専門職が協力する試みに可能性があると考えています（法的には「情状面の証拠収集」の協力になります）。現在、このような実践は、全国一律ではないが、都道府県の弁護士会と社会福祉士会等がこの活動について協定を結んで行っている、あるいは個々の刑事弁護人が特定の社会福祉士等との連携の実績を重ねている、という実情です。

本研究の一貫として、刑事裁判の弁護人と社会福祉専門職との連携について全国的な状況を明らかにしたいと考え、各社会福祉士会に調査へのご協力をお願いしているものです。研究にご協力いただける場合、同封の同意書の同意の欄にチェックした上で、調査用紙にご回答ください。本調査は既述した研究目的にのみ使用し、その結果は当職所属の日本司法福祉学会の全国大会・研究集会での口頭またはポスターでの発表、同学会学会誌への掲載など

により行います。同意の上ご協力いただいた回答内容につきましてはいつでも撤回可能ですので、その際は「同意撤回書」をご送付ください。ご回答いただきました調査用紙は厳重に管理の上、研究報告の終了後一定期間を経過した後廃棄いたします。同意を撤回された場合、回答用紙について返還させていただくか、私のほうで廃棄させていただくかについて、個別にご相談させていただきます。なお、本研究調査は、日本福祉大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の審査を経て、総合研究機構長の許可のもとで実施しているものです。

業務ご多忙の中、まことに恐縮ですが、本研究の意義をご理解賜り、貴会担当委員会等のご検討をよろしくお願いいたします。10月31日までにご回答くださいますようお願いいたします（返送用封筒を同封します）。

当職より同封の調査用紙を電子メールで送付することも可能ですので、必要がありましたら電子メールにてご連絡ください。ご不審の点がございましたら、電子メールまたは電話でご連絡ください。

私への連絡：fmseihan@gmail.com

090-3636-4635

（研究倫理に関するお問い合わせ先）

本学倫理審査に関する苦情・ご意見等につきましては下記宛てにご連絡ください。

E-mail：rinri-soudan@ml.n-fukushi.ac.jp

刑事裁判の弁護活動への社会福祉専門職の関与に関する調査
(同意書)

- ☒ 本調査への協力につき同意します
☐ 本調査に協力できません。

2年 10月 6日

社会福祉士会名	一般社団法人 千葉県社会福祉士会
ご記入者のお名前	宮下 朱実
ご記入者のお立場	千葉県社会福祉士会 理事 司法福祉委員会委員長

調査用紙（社会福祉士会用）

「刑事裁判において被告人の情状証拠の収集などのために社会福祉士等を活用する」件について、お尋ねいたします。

1. 現在、社会福祉士会と弁護士会との間に上の事柄について、協定などが結ばれていますか。（○印をお願いします。）

- ① ☒ はい
- ② 弁護士会との協議中
- ③ いいえ（弁護士会との協議はなされていない）
- ④ その他

➡ 具体的記載をお願いします

千葉県社会福祉士会の司法福祉委員会は平成 27 年 10 月 3 日認定機構の「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座」を行う上で千葉県弁護士会と合同協議を行いました。それ以来千葉県弁護士会から講師として養成講座に協力を頂いております。この養成講座を終了した社会福祉士が刑事司法ソーシャルワーカーとして登録員となります。この養成講座を契機に司法福祉委員会は弁護士より依頼事件を頂き登録員とマッチングし、弁護士と共同しながら福祉的支援に関わっています。また、平成 30 年 12 月には千葉県弁護士会と千葉県社会福祉士会での共著「刑事司法ソーシャルワーカーの実務」（日本出版加除出版株式会社）を発刊しました。司法福祉委員会ではこの実務書を学習しながら実践力を高めています。

2. ①の回答をされた場合、差支えない範囲で次のことをお教えてください（②の回答された場合で具体的に検討されている事柄がありましたら、ここにご記入をお願いします）。

（1）協定の年月日 ➡ 年 月 日

（2）協定内容の概略（対象となる事件、被疑者・被告人、手続き等）

口頭での協議内容

マッチング支援制度：弁護人が担当する被疑者・被告人に福祉的支援が必要であり、福祉専門職の力を借りたいという場合、各弁護人が事案の概要、被疑者・被告人に必要と考える支援の内容等を記載したシートを社会福祉士会へ送付する。刑事司法福祉委員会で刑事司法ソーシャルワーカーとして登録した人から適当な社会福祉士を紹介する。

（3）社会福祉士の活動費用（取り決めがあるか否か、報酬額、費用の財源等）

司法福祉委員会で決められた費用票はあるが、実際はまちまちである。というのは、本人や家族から貰えない場合は担当の弁護人より頂いているため、報酬額がまちまちと

なる。これは大きな課題で本人や家族から得られない場合は公費で支払う制度が必要である。

(4) 2019 年度内に協定に基づいて行われた活動数、差支えない範囲で活動内容

マッチング支援は 2 件である。活動内容は弁護士と担当した社会福祉士との共同で行い具体的な記録としては残していない。事例検討会では、担当した社会福祉士から事例提供を受けている。

(5) 行われた活動から感じる問題点、将来への課題等

研修を受け初めてマッチング支援に応じた社会福祉士は、一人で解決に向かうわけで不安である。経験豊かな先輩へ気軽に相談できる体制が必要である。本年度は先輩と一緒にやるケースも出てきている。また、学習会を設けテキスト「刑事司法ソーシャルワークの実務」を使い実践のための研修を行う予定である。

3. ③の回答された場合、この課題についての貴会（刑事司法委員会）の現段階での認識をお教えてください。

- ①弁護士会から協議が求められれば対応する
- ②弁護士会から協議を求められても、現状では対応できない
- ③この課題について議論したことがないので回答できない
- ④その他

具体的記載をお願いします➡

4. 貴社会福祉士会所属で、刑事弁護に限らず、弁護士会あるいは特定の弁護士と協働している社会福祉士がおられましたら、差支えない範囲で、その活動内容をお教えてください。

5. その他、本調査の案件に関してのご意見がありましたら、何でもご記入ください。

ご記入者の氏名		ご記入者のお立場	
---------	--	----------	--

* 同意者と異なる場合ご記入ください

【添付資料】

なし

【報告事項】

○災害対策委員会来年度予算検討会ズームミーティング開催

日 時：令和 2 年 9 月 19 日 10:00～11:30

出席者：安藤宏之（委員長） 服部明（副委員長） 山口利史（委員）

○千葉県災害福祉支援チーム

- ・千葉県災害福祉支援ネットワークの運営にかかる令和 2 年度第 1 回ワーキンググループ

日 時：令和 2 年 8 月 18 日 15:00～17:00

出席者：安藤宏之（委員長）

議 題：千葉県災害福祉支援チーム設置運営要領（案）について

リーフレット（案）について

チーム員募集（案）について

チーム員研修（案）について

活動マニュアル（案）について

- ・千葉県災害福祉支援ネットワークの運営にかかる令和 2 年度第 2 回ワーキンググループ

日 時：令和 2 年 9 月 23 日 15:00～17:00

出席者：安藤宏之（委員長）

議 題：千葉県災害福祉支援チーム設置運営要領（案）について

活動マニュアル（案）について

- ・千葉県災害福祉支援ネットワークの運営にかかる令和 2 年度第 3 回ワーキンググループ

日 時：令和 2 年 10 月 19 日 13:00～15:00

出席者：服部明（副委員長）

議 題：千葉県災害福祉支援チーム設置運営要領（案）について

活動マニュアル（案）について

<提供された情報>

- ① 登録申込者 742 名（9 月末） ＊千葉県社会福祉士会経由 2 名
- ② 登録時研修受講者：100 名 ＊千葉県社会福祉士会経由 2 名
＊100 名のうち、介護福祉士 32，社会福祉士 27，介護支援専門員 9
相談支援専門員 6、精神保健福祉士 4、保育士 6、看護師 6、その他

○千葉県災害ボランティアセンター連絡会

- ・令和2年度第1回千葉県災害ボランティアセンター連絡会 定例会議

日 時：令和2年8月5日（水）14:30～

出席者：山口利史（委員）

議 題：九都市災害訓練、昨年度社会福祉士会災害対応説明資料配布

- ・令和2年度第2回千葉県災害ボランティアセンター連絡会 臨時会議（Zoom）

日 時：令和2年8月28日（金） 15:00～16:00

出席者：山口利史（委員）

議 題：九都市災害訓練について

- ・令和2年度第2回千葉県災害ボランティアセンター連絡会定例会議（Zoom）

日 時：令和2年10月7日（水） 10:00～11:00

出席者：山口利史（委員）

議 題：九都市災害訓練について

情報伝達訓練について

○日本社会福祉士会

- ・都道府県社会福祉士会災害担当国会議（Zoom）

日 時：令和2年10月24日（日） 13:00～16:00

出席者：服部明（副委員長）

議 題：日本社会福祉士会における災害対策への取り組み

千葉県・長野県・熊本県社会福祉士会からの災害支援活動の報告

報 告：2019年における千葉県社会福祉士会の災害支援活動について服部が概要を報告

【理事会決議・承認依頼事項】

なし